

議案第 37 号

三田市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について

三田市建築審査会条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 28 年 2 月 19 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市建築審査会条例の一部を改正する条例

三田市建築審査会条例（平成10年三田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。